

生食発 0309 第 1 号  
令和 2 年 3 月 9 日

各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」  
(平成 15 年厚生労働省告示第 301 号) の改正について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)については、平成 30 年 6 月 13 日に公布され、同日付け生食発 0613 第 10 号「「食品衛生法等の一部を改正する法律」の公布について」により通知したところです。この改正法のうち、令和 2 年 6 月 1 日に施行を予定している規定に対応することを目的とした、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件」(令和 2 年消費者庁・厚生労働省告示第 1 号)が告示されたところであり、その主な内容は下記のとおりですので、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

また、本内容等について、関係者への周知方よろしく申し上げます。

## 記

### 第 1 改正の概要

- 1 「第一 監視指導の実施に関する基本的な方向」中の「一 行政、食品関連事業者及び消費者の役割分担」に、改正法第 1 条による改正後の法第 50 条の 2 第 2 項、改正法第 3 条による改正後のと畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 6 条第 2 項及び第 9 条第 2 項並びに改正法第 4 条による改正後の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 11 条第 2 項の規定に基づく公衆衛生上必要な措置(以下「HACCP に沿った衛生管理」という。)の実施が制度化されたことの意義を追記するとともに、国、食品等事業者及び都道府県等の役割について追記したこと。

- 2 改正法によりHACCPに沿った衛生管理並びに器具及び容器包装の製造者による製造管理基準に沿った衛生管理（以下「製造管理基準に沿った衛生管理」という。）の実施が制度化されたことから、「第二 監視指導の実施体制等に関する事項」中「一 監視指導の実施体制に関する基本的な事項」にその監視指導の実施体制について追記したこと。
- 3 「第三 都道府県等食品衛生監視指導計画の策定及び監視指導の実施に関する事項」中
  - ・ 「一 重点的に監視指導を実施すべき項目」に、HACCPに沿った衛生管理の監視指導について追記し、
  - ・ 「七 食中毒等健康被害発生時の対応に関する事項」に、食中毒発生時の対応及び改正法による改正後の法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品による健康被害発生時の対応について追記したこと。
- 4 「第五 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項」を「第五 食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項」と改め、同項目中
  - ・ 「一 食品衛生管理者等の設置」に、食品衛生責任者及びふぐ処理者に関する事項を追記し、
  - ・ 「三 製造者及び加工者に対するHACCP導入の推進」を「三 食品等事業者が講ずべき公衆衛生上の措置の普及啓発」と改め、同項目中の記載をHACCPに沿った衛生管理及び製造管理基準に沿った衛生管理の実施に関する事項に改めたこと。
- 5 「第七 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項」中「二 食品衛生管理者等の食品等事業者の自主的衛生管理を担う者の養成及び資質の向上」を「二 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質の向上」と改め、同項目に食品衛生責任者及びふぐ処理者に関する事項を追記したこと。
- 6 その他所要の改正を行ったこと。

## 第2 留意すべき事項

食品衛生法第50条の2第2項の規定に基づき営業者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置とは、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第68号）による改正後の食品衛生法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第17（一般衛生管理に関する基準）及び別表第18（HACCPに沿った衛生管理の基準）において定められた基準に従い、衛生管理計画を作成し、関係者等への周知徹底を行うこと、必要に応じて手順書を作成すること、衛生管理の実施状況を記録し、保存すること、並びに衛生管理計画及び手順書の効果検証を行うことを指すが、本指針にお

いては、これらを総称して「HACCPに沿った衛生管理」としたこと。

### 第3 適用期日

令和2年6月1日から適用する。

以上